

## 国際的寄与・参加の推進

## 1. 現状認識

地球温暖化や酸性雨・黄砂などの地球規模の環境問題については、その対策の重要性が近年一層強く認識され、国際的枠組みに基づく各種の対策が進められてきた。その一方で、持続可能でない生産消費パターンや貧困の拡大など、持続可能な開発に向けた多くの課題が明らかになっている状況を踏まえ、2002年にはヨハネスブルグ・サミットが開催され、持続可能な開発を進めるための各国の指針となる包括的文書である「実施計画」や、首脳の持続可能な開発に向けた政治的意思を示す文書である「ヨハネスブルグ宣言」が採択された。ヨハネスブルグ・サミットのフォローアップとして、現在、国連持続可能な開発委員会（CSD）における実施計画の取組状況の評価、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の実施に向けた支援等が実施されている。

地球環境保全に関する政策を科学的側面から支援する地球環境研究については、衛星による観測・監視の強化、総合的な温室効果ガスのモニタリングの開発等が進展している。平成16年4月に東京で開催された第2回地球観測サミットにおいて、衛星を利用した温室効果ガス観測を含む総合的な地球観測の国際的な推進の重要性が認識されており、また、総合科学技術会議の「今後の地球観測に関する取り組みの基本について（中間取りまとめ）」（平成16年3月）においては、統合された地球観測システムの確立が重要であるとの報告がなされている。

開発途上地域の環境保全に関する協力については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻な状況にある。

## 2. 取組状況

## (1) 国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりの強化

## 世界的政策課題の設定と国際的な世論形成

## ・総論

国連、アジア太平洋環境会議（エコアジア）等の各種の枠組みによる国際会議等への積極的参画を通じ、国際協調や国際的な環境政策の推進に寄与した。

## ・地球温暖化対策

京都議定書の発効に向け、関係国に働きかけを行うとともに、日米の政府機関、地方公共団体、企業、研究者等によるワークショップを開催した。また、地球温暖化アジア太平洋地域セミナーを開催し、アジア太平洋地域における地球温暖化問題への取組の促進等に貢献した。さらに、京都メカニズムの一つであるクリーン開発メカニズム（CDM）の実施に向けた体制を整備するため、アジア諸国等の政府機関の職員等を主たる対象として、関連する知識の普及・啓発、能力育成等を行うキャパシティ・ビルディング事業を実施したほか、運輸分野やインフラ部門において CDM 事業の円滑な実施のため、体制、優先分野、事業等の検討を実施した。また、CDM 理事会における CDM の国際ルール策定に積極的に貢献した。

- ・森林の保全及び砂漠化対策

森林の保全については、国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ等における議論に積極的に参加した。砂漠化対策については、北東アジアにおける砂漠化の早期警戒体制等について、学識経験者等の知見を活用して検討を進めるとともに、海外から専門家を招聘してアジア地域専門家会合を開催し、砂漠化の基準・指標等について検討した。

- ・酸性雨・黄砂対策、海洋環境保全

酸性雨対策については、2001年から本格稼働を開始している東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の活動として参加12カ国の間で、共通手段を用いた酸性降下物及びその影響のモニタリングの実施、データの収集・解析、酸性雨のモニタリング戦略・計画策定の実施、技術指導、研修活動等を実施した。また、平成15年に開催された政府会合では、資金分担ルール（財政的枠組）について合意するとともに、今年8月には新たに作業部会を設置し、今後の中期計画及び協定化に向けたフィージビリティスタディ等に関する検討を開始したところである。黄砂対策については、我が国を含む北東アジア地域において、モニタリングネットワークの整備を進めるとともに、黄砂のモニタリング及び対策について調査研究を行う国際共同プロジェクト（ADB-GEF黄砂対策プロジェクト）に参加・協力した。また、海洋環境保全については、日本、韓国、中国、ロシアが参加する北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の活動等に積極的に参画したほか、本年採択されたパラスト水条約の作成に貢献し、採択後は各ガイドライン案の作成にも貢献した。

- ・オゾン層保護

モントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の削減のために、アジア地域の施策実施能力の向上を促す支援を実施した。平成15年度はモンゴル及びイランにおいて国家協議会合を開催し、オゾン層破壊物質削減計画の策定に向けた取組を促進した。

経済のグローバル化を踏まえた持続可能な開発支援の強化

- ・ODAにおける開発と環境保全の両立及び評価の適切な実施等

「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」に基づき、環境分野における具体的な協力を推進した。2002年度の環境分野における援助実績は、無償資金協力、円借款、技術協力及び国際機関に対する拠出金等の合計で、約4,054億円である（ODA全体に占める割合として約34.9%）。また、国内及び国際社会の状況の変化やODA大綱の改定等を受け、より効果的な国際環境協力を実施するため、「国際環境協力のあり方」の見直しに向けた検討を進めた。さらに、国際協力銀行（JBIC）において、平成15年10月より新環境ガイドライン（環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン）が完全施行された。国際協力機構（JICA）においては、環境社会配慮ガイドラインの改定が行われ、平成16年4月に施行された。

- ・各国の特性への配慮の強化

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、エコアジア、アジア協力対話（ACD）「環境教育」推進対話等を通じて、特にアジア諸国を中心とした開発途上地域との政策対話を行い、協力プロジェクトについても積極的に参画した。

- ・多元的パートナーシップの形成によるきめの細かい協力の推進  
北九州イニシアティブへの活動支援や、独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」による民間団体が実施する開発途上地域の環境保全活動への助成（平成 15 年度：74 件、322 百万円）などを通じて、様々な主体による国際環境協力の実施を促進した。また、国、産業界及び NGO が連携するための「持続可能な開発のための日本評議会（JCSD）」において、定期的に対話を行った。
- ・環境にやさしい自動車の開発等に関する国際協力・協調  
平成 14 年 1 月に行われた「交通に関する大臣会合」において、「海洋汚染の防止」、「都市における交通と環境」、「環境にやさしい自動車の開発・普及」のそれぞれについて共同声明を採択するとともに、各国の政策の基本的方向等について総括的共同宣言を取りまとめたほか、平成 15 年、16 年には関連の国際会議を開催した。
- ・グリーン・エイド・プランの推進  
開発途上国に対し、我が国の公害防止技術等を活用しつつ、各々の国、地域に適した環境技術を移転し、環境と開発の両立を目指すグリーン・エイド・プランについて、相手国との政策対話を通じ協力事業を実施した。

#### 知的貢献の基盤作り

- ・地球環境研究総合推進費の拡充  
地球環境保全のための政策を科学的側面から支援することを第一の目的とする地球環境研究総合推進費の予算額を拡充（平成 16 年度：約 30 億円）した。
- ・衛星による観測・監視  
成層圏オゾン層及びオゾン層破壊物質や水循環の観測・監視や温室効果ガス・オゾン観測センサの開発等、衛星による観測・監視の強化を行った。
- ・総合的な温室効果ガスのモニタリング  
小型航空機搭載型（平成 15 年度）・大型旅客機搭載型（平成 16 年度）二酸化炭素測定システムの開発、運用を進めた。また、海洋表層の二酸化炭素測定用のブイの開発に着手する等、総合的な温室効果ガスのモニタリング体制の整備を推進した。
- ・地球環境保全のための「地球地図」の整備の推進  
地球環境問題の解明及び持続的開発の実現に資するため、「地球地図」の整備に関する取組を各国の協力の下に行い、持続可能な天然資源管理等に向けた検討に活用された。

#### (2) アジア太平洋地域の統合的モニタリング・評価と環境管理の協働推進

- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の支援  
アジア太平洋地域における地球環境問題に関する研究活動を支援し、地球環境問題への対処能力の向上等を目的とする APN を支援するため、平成 15 年度から、ヨハネスブルグ・サミットにおけるタイプ 2 イニシアティブの一つである「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム（CAPaBLE）」が開始され、途上国の地球温暖化に関する科学的能力の開発を着実に推進した。
- ・アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）の推進

アジア太平洋地域において科学的なツールを活用した研究を行い、政策決定ツール及び政策オプションを同地域の各国政府に提示することを目的とした APEIS の第 1 フェーズ(平成 14～16 年度)では、アジア太平洋地域において統合環境モニタリングネットワークの拡大・充実、環境 - 経済統合モデルの開発・適用、持続可能な開発に関する政策の優良事例インベントリの作成等を行った。

### (3) 国内体制の整備

- ・我が国の環境政策についての英語情報の提供の推進

環境面における国際的寄与・参加のために、世界の関係行政機関における政策の最新情報を迅速に収集するとともに、我が国の環境政策について、広報パンフレットやホームページ等を通じ、英語によって情報提供を進めた。

- ・国際機関への邦人職員の派遣と勤務の支援の推進

バーゼル条約事務局、国連環境計画 (UNEP)、気候変動枠組条約事務局、国際自然保護連合 (IUCN) を始めとした各種国際機関に職員が在職しているほか、諸機関に対し邦人職員採用に向けた働きかけ、情報収集、適切な人員の確保等を行っている。

### 3. 今後の課題

- ・地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保を図るため、各国との対話等によりパートナーシップ及びネットワークの構築を進める必要がある。また、国内において、地球環境問題の各分野における国際的な貢献を進めるため、体制の整備、知見の集積、技術開発の推進等を行う。さらに、適時に的確な情報を継続的に提供できる体制を確立するとともに、提供される情報の質・量の向上に努める必要がある。
- ・ODA 実施機関の環境社会配慮ガイドラインに基づく環境配慮の着実な実施を積極的に支援し、開発計画が開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるよう支援する必要があるとともに、環境 ODA の事後評価の充実に向け、評価手法の一層の改善が求められる。
- ・ODA やその他の協力プロジェクト、政策対話等を通じた開発途上地域の持続可能な開発のための協力を、途上国の自助努力を基本としつつ、より効果的、戦略的に実施していく必要がある。
- ・地方公共団体や NGO、民間事業者等の国際環境協力を促進していくとともに、各主体の連携を進め、より一層効果的な国際環境協力を実施していく必要がある。
- ・地球環境保全のための政策の実施に当たっては、科学的側面からの支援として、社会・行政ニーズに即して、政府一体となった総合的な研究の推進が必要である。また、地球環境観測を効率的に実施するためには、途上国自らが観測を実施し、データを利用する能力を高めることが不可欠であり、特にアジア太平洋地域の途上国に対する温室効果ガス等のモニタリングの能力開発を促進することが必要である。